

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、**農業研修生総合保険**に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「農業研修生総合保険のご案内」（以下、「パンフレット」といいます。）をご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ（<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この契約は全国農業会議所をご契約者とした包括契約です。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）が、農業研修中に急激かつ外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いします。また、農業研修に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットでご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

賠償責任保険のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

(7) 保険金額の設定等 **契約概要**

① 保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ b. にご注意ください。

a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。

b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年取などに照らして適正な額となるように設定してください。

② 被保険者の年齢によっては、ご加入をお断りさせていただく場合や保険金額を制限させていただく場合があります。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

毎月1日を補償開始日とします。保険期間は1年を最長とし、1か月単位での設定が可能です。1年を超える場合は、更新の加入依頼書を再度提出していただきます。補償期間は保険期間の初日（補償開始日）の午後4時より保険期間終了日の午後4時までとなります。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報（賠償責任保険のみ）

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

農業研修生を途中でやめた場合等、団体契約から脱退する場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
- 詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<http://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

もしも事故が起きたら・・・

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077（無料）

■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

重要事項説明書（団体契約用）

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額（契約タイプ）
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後は...

- ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》
この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。
万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

【補償概要】

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く） ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ 自動車、オートバイ、モーターボートなどによる競技等を行っている間のケガ むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <p>*医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 <180日限度> (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術を受けた場合	①入院中に受けた手術の場合 …入院保険日額×10 ②上記①以外の手術の場合 …入院保険日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
	通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数 <90日限度> (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
賠償責任	施設賠償責任保険金	被保険者が、就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※施設とは被保険者が就農研修において使用または管理する田、畑、採草放牧地等の農地をいいます。	以下のような事由により発生した身体障害もしくは財物損壊に起因する損害賠償金、争訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 ・農地の使用または管理に起因する事故 ・就農研修に起因する事故 ・農耕作業用小型特殊自動車の使用または管理に起因する事故（公道等走行時を除く） ・仕事の遂行に用いる動物の使用または管理に起因する事故 ・重油等の使用または管理に起因する事故 ・借用農耕機具の損壊事故（※Cパターンのみ） など	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意による賠償責任 被保険者と他人との間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 被保険者と同居の親族に対する賠償責任 戦争、変乱、暴動などによる賠償責任 地震、噴火、洪水、津波などの天災による賠償責任 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任 <p><施設賠償責任保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任 給排水管、暖房装置等からの蒸気、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因する賠償責任 廃棄したものに起因する事故 <p><生産物賠償責任保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産物自体に対する賠償責任 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任 日本国外で発生した事故 生産物の回収措置に要した費用損害 生産物が成分・原材料等として使用されている財物自体の損害 生産物が意図した効能・性能を発揮できなかったことによる事故に起因する損害 <p>など</p>
	生産物賠償責任保険金	被保険者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合	以下のような事由により発生した損害賠償金、争訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 ・加工もしくは販売した農産物が消費者に引き渡されたあとに発生した身体障害もしくは財物損壊に起因する賠償責任 など	

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例> 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(※2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。